

菊陽北小学校
P T A 会 則

令和5年4月1日配付
大切に保管して下さい

菊 陽 北 小 学 校 P T A 会 則

第1章 名称及び事務局

第1条 1 本会は、菊陽北小学校PTAと称する。

2 本会の事務局は、菊陽北小学校（以下「本校」という。）に置く。

第2章 目 的

第2条 本会の目的は、次のとおりとする。

(1) 学校・家庭・地域社会と連携し、子どもの健全な成長を図る。

(2) 会員相互の学習やその他の活動を通して、自己を高める。

第3条 本会は営利を目的とせず、また、学校の管理・運営及び教育方針に関する干渉はしない。

第3章 会 員

第4条 本会の会員は、本校児童の保護者・本校職員をもって組織する。

第5条 会員は、所定の会費を納めなければならない。

第6条 会員は、役員及び専門委員を選出する権利及び義務を有する。

第7条 1 会員は、総会の決定事項を遵守し、協力しなければならない。

2 会員は、1人1役の理念に基づき、本校事業及びPTA事業に協力をしなければならない。

第4章 役 員

第8条 本会に次の役員を置く。会長以外の役員会人数はPTAの規模その他の事情で増員することを妨げない。

(1) 会 長 1名

(2) 母親部長 1名

(3) 副会長 5名

(4) 書 記 2名

(5) 会 計 2名

(6) 事務局 1名（教頭）

第9条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第10条 役員は、選考委員によって選ばれ、役員会・運営委員会両会議にて議決後に全保護者への書面での承認を得て決定。なお2月15日までに決まらない場合、別表3に基づいて学年会・臨時PTA総会を招集、話し合いを持ちそれを元に選考委員が選出決定をする。

第11条 会長は、会を代表し、会議を招集してその議長を指名する。

第12条 母親部長は、会長を補佐し、会長に事故がある時はその職を代行する。

第13条 副会長は、母親部長を補佐し、主に役員会及び運営委員会の資料作成、司会進行を行う。

第14条 書記は、役員会及び運営委員会の議事を記録する。

第15条 会計は、金銭の出納を記帳し、総会に会計を報告し、その承認を得なければならない。

第5章 顧 問

第16条 本会に顧問を2名置く。※PTA運営を毎年度、円滑に進められることを目的とする。

(1) 顧問は、本会に対して助言を行うことができるが、任については非常任扱いとする。

(2) 顧問は、校長及び会長が任命した者とするが原則、前役員より選出する。

(3) 顧問は、外部研修や対外的会議は原則、参加しない。よって原則、旅費等の補助は発生しない。

第6章 監査委員

第17条 本会に監査委員2名を置く。

- (1) 監査委員は、会長が委嘱する。
- (2) 監査委員は、会計を監査し総会に報告する。

第7章 機関及び組織

第18条 1 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 運営委員会
- (4) 専門委員会

2 本会の組織は、別表1のとおりとする。

第19条 総会は、毎年4月に開催する。臨時総会は、会長が必要と認めた時、また会員の5分の1以上の要求によって開催することができる。

第20条 総会は、会員の2分の1以上の出席によって成立し、過半数議決とする。

第21条 1 役員会は、第8条の役員をもって構成する。

2 役員会の下に、お話ボランティアを置く。

第22条 1 運営委員会は、本会役員・各委員長・各副委員長・校長をもって構成し、総会に次ぐ議決機関として本会の円滑な運営にあたる。

2 運営委員会には、第20条の規定を準用する。この場合において、「総会」とあるのは「運営委員会」と、「会員」とあるのは「運営委員」と読み替えるものとする。

第23条 1 専門委員に、次の7委員会を置き、地区選出委員、学級選出委員及び本校職員をもって構成し事業の推進にあたる。

- (1) 地区委員会 各地区より数名選出された者により構成する。各地区において30世帯に1人を目安に、委員を選出する。特別な事情がある場合は、会長の判断により決定する。
- (2) 学級委員会 各学級より2名選出された者により構成する。
- (3) 人権委員会 新2～6年の各学年より、1名×学級数名選出された者により構成する。
新1年生からは、各学級より1名選出された者により構成する。
- (4) 広報委員会 新2～6年の各学年より、1名×学級数名選出された者により構成する。
新1年生からは、各学級より1名選出された者により構成する。
- (5) はらっこ委員会 新2～6年の各学年より、2名×学級数名選出された者により構成する。
新1年生からは、各学級より2名選出された者により構成する。
- (6) 運動委員会 新2～6年の各学年より、1名×学級数名選出された者により構成する。
新1年生からは、各学級より1名選出された者により構成する。
- (7) 選考委員会 新2～6年の各学年より1名選出された者により構成する。

2 単学級の学年は学級選出委員を次のとおり選出する。

学級委員・はらっこ委員・人権委員・広報委員・運動委員・・・2名ずつ

第24条 1 はらっこ委員会は別表『はらっこ組織』の通り構成し、活動を行う。

2 専門委員会の活動内容は、別表2のとおりとする。

3 専門委員会は、各委員の中から委員長及び副委員長を互選する。

第8章 会費及び会計

第25条 本会の会費は、総会において決定する。

第26条 本会の経費は、会費及び寄付金、その他の収入をもってあてる。

第27条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第9章 PTA役員選考方法

第28条 第10条の役員の選考にあたっては、別表3の通り学年単位での選考とする。

- (1) 選考委員長は、役員会・運営委員会にて選考結果を報告し、全保護者への書面での承認後、正式に役員が決定する。
- (2) 会長は選考状況を伺い助言を行うことができる。

第10章 雑 則

第29条 本会の事務局には、総会、運営委員会、役員会の議事録、収支に関する帳簿その他必要な帳簿及び書類を備える。

第30条 この会の運営に必要な事項は、運営委員会の議決を経て、役員会が別に定める。

附 則

本会則は、昭和62年4月1日から発効する。

この会則の一部改正は、平成10年4月18日より施行する。

この会則の一部改正は、平成11年4月17日より施行する。

この会則の一部改正は、平成12年4月15日より施行する。

この会則の一部改正は、平成14年4月19日より施行する。

この会則の一部改正は、平成16年1月28日より施行する。

この会則の一部改正は、平成19年4月13日より施行する。

この会則の一部改正は、平成20年4月18日より施行する。

この会則の一部改正は、平成21年4月18日より施行する。

この会則の一部改正は、平成24年4月19日より施行する。

この会則の一部改正は、平成26年4月17日より施行する。

この会則の一部改正は、平成27年4月16日より施行する。

この会則の一部改正は、平成31年4月19日より施行する。

この会則の一部改正は、令和元年12月20日より施行する。

この会則の一部改正は、令和2年4月16日より施行する。

この会則の一部改正は、令和3年4月1日より施行する。

この会則の一部改正は、令和4年4月1日より施行する。

この会則の一部改正は、令和5年4月1日より施行する。

PTA保険（県PTA連合会団体賠償任意保険）について

PTA活動に伴って起こったけが及び事故については、PTAで一括(団体)加入する保険の適用範囲内において補償するものとします。

適用については、以下、具体例を参考とします。

(例)

【傷害保険】 熊本県PTA災害見舞金安全会安全互助会

1. PTA行事や活動中に捻挫、骨折などのケガをした場合
2. PTA行事や活動に参加する目的で学校に行く途中、またはその帰り道で事故が起きた場合
3. PTA会義などの後片付け中に机などでケガをした場合

(例)

【賠償保険】 熊本県PTA連合会団体賠償責任保険

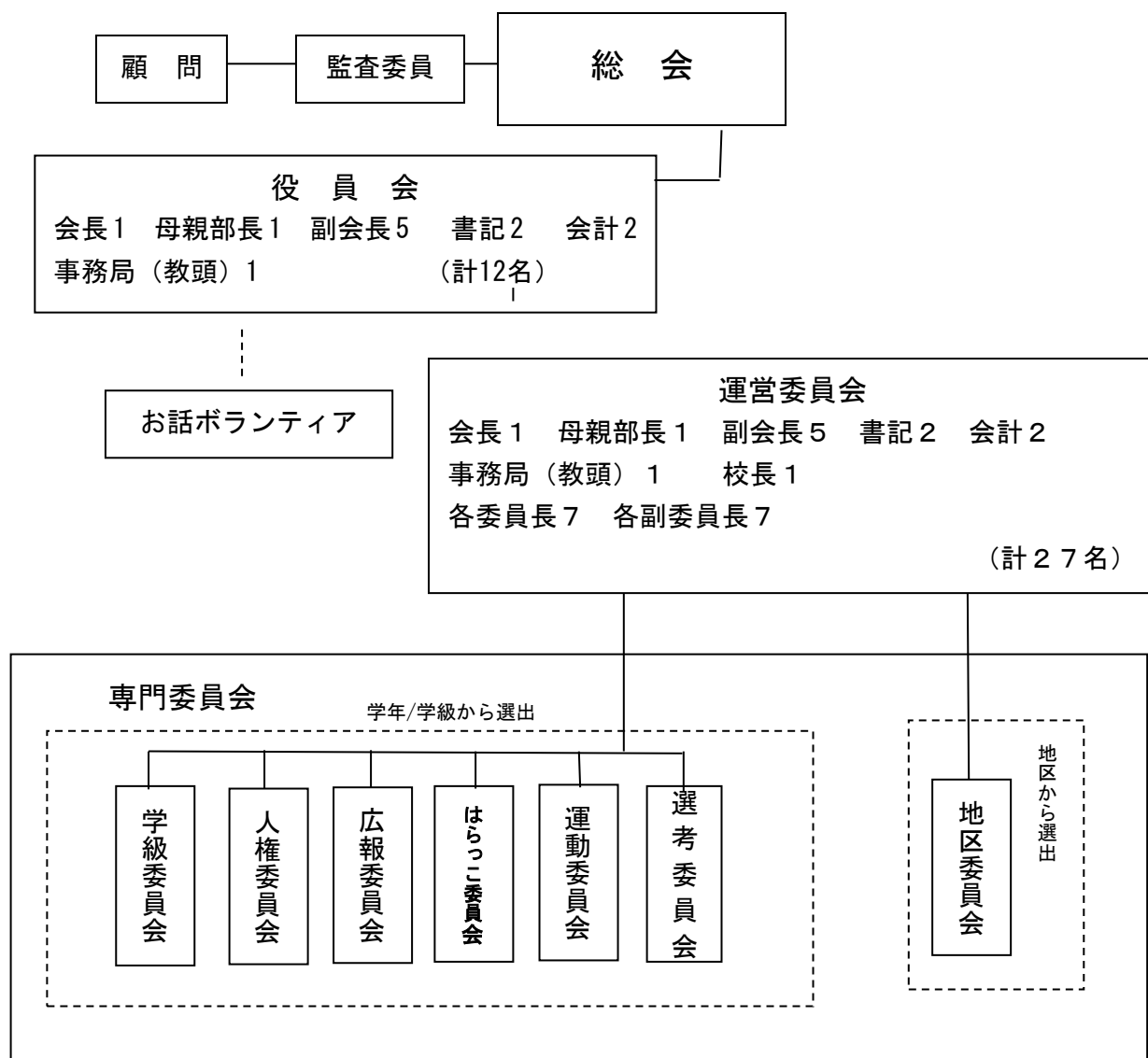
1. PTA主催の行事で、実施上のミスにより、けが人が出た場合（対人賠償）
 2. PTAが主催した行事の中で学校や他人から借りた道具を壊した場合（対物賠償）
 3. PTAが主催した行事の中で不慮の飛び石や道具接触で駐車中の自家用車を破損した場合（対物賠償）
 4. PTA活動での食バザーで食中毒が起きた場合
- ※以上に関連する事象は即時に役員又は学校へ申し出てください。

上記保険の取り組みとして

1. 予め予算に組み込み年度初めに加入する
2. 上記保険の適用が対象外となった場合、役員会及び運営委員会にて見舞い金支給の有無や金額を協議し採決の結果、過半数以上の賛成の場合は決定額の見舞い金を支給することとする。(PTA予備費を充てる)

2011.4.20 賠償団体保険説明追加

別表 1 菊陽北小学校 P T A 組織



別表 2 専門委員会の活動内容

区分	名称	具体的活動内容
地区選出委員会	地区委員会	○ 学校及び地区との連絡及び調整 ○ 地区懇談会の運営 ○ あいさつ運動 ○ ふれあい地域バザーへの協力 ○ 通学路保守点検
学級選出委員会	学級委員会	○ レクリエーションの実施 ○ 学校教育活動への協力・支援（生活科・総合的な学習等） ○ 次年度の学級選出委員の選考
	人権委員会	○ 学習会・研修会・講演会の実施（参加型を含む） ○ 家庭教育学級の運営 ○ 給食試食会
	広報委員会	○ 広報紙「はらみず」の発行 ○ P T A 活動の記録写真の管理
	はらっこ委員会	○ はらっこフェスタ企画・準備・執行 ※クラスの催しは学級レクリエーションと兼ねない
	運動委員会	○ 運動会の準備・執行
	選考委員会	○ 役員選考

※ 一人一役のうち、愛校作業係・下校見守り係・啓発係・バレーボール係については、P T A 役員会が主宰する。

別表3 役員選考方法

(PTA執行部)

1. 役員選考方法

選考委員にて取りまとめる。

2. 役員構成

役員構成は、原則、下表に沿って学年単位で選考する。

ただし、立候補の場合は学年を問わない。

また、各役員内定者との間で同意を得ることができれば、役の入れ替えを認めることとする。

	会長	母親部長 (1名)	副会長 (5名)	会計 (2名)	書記 (2名)
新6年保護者	○	○	○		
新5年保護者	○	○	○		
新4年保護者			○	○	
新3年保護者				○	○
新2年保護者					○

※立候補、推薦で決定しない場合の抽選の対象は、上記表の役員構成の学年を対象とする。

※PTA役員は学級選出委員及び地区選出委員を兼務することはできない。

3. 役員免除対象者

(1) 過去に一度でも本校で執行部役員を経験した者は永久免除とする

(2) 3歳児未満(選考年度末時点)の子供がいる者

(3) 菊陽中学校での執行部に内定している者(新年度)

※小学校で執行部役員を経験した者は菊陽中学校での執行部役員を免除とする。

(4) 専門委員会及び選考委員会の委員長・副委員長(選考年度)

(5) その他、特別な事情があり、選考会の際に同意が得られた者

附 則

この別表2及び3の一部変更は、平成24年4月19日より施行する。

この別表3の一部変更は、平成26年4月17日より施行する。

この別表3の一部変更は、平成27年4月16日より施行する。

この別表3の一部変更は、令和2年4月16日より施行する。

この別表3の一部変更は、令和3年4月1日より施行する。

この別表2及び別表3の一部変更は、令和3年11月4日より施行する。

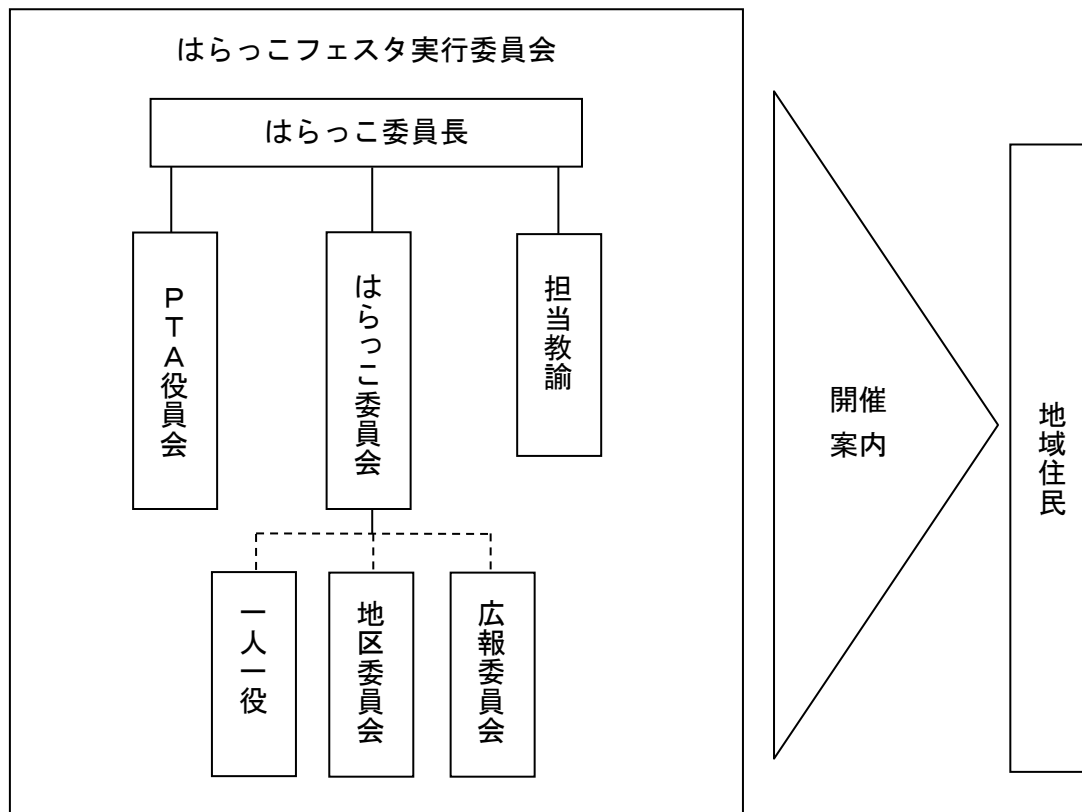
この別表2及び別表3の一部変更は、令和4年11月1日より施行する。

はらっこフェスタ実行委員会

目 的

- 1 学校(先生)・家庭(保護者)・地域と子どもたちとの交流を深める機会とする。
- 2 子どもたちに普段体験できないスポーツや物作りを体験させる機会とする。

図-1



専門委員の役割 表-1

	役 割 内 容
はらっこ委員会 一人一役 地区委員会 広報委員会 はらっこ担当教諭	○ 物品バザー計画・準備・執行(販売) ※地域への依頼と開催連絡 ○ 各催しの計画と準備・執行・全体総括・委員会主催 ○ はらっこ委員への協力 ○ 撮影の準備、当日の記録写真撮影 ○ はらっこ委員への協力 ○ 食バザー計画・準備・執行(販売) ※地域・青少協へのご招待 ○ 学校側の代表として委員会参加と委員会の活動支援。

活動方針

- 1 5月から第1回実行委員会を開催する。
- 2 前期中に催し内容と日時を決定する。

附 則

図-1及び表-1の一部変更は、平成26年4月17日より施行する。
 図-1及び表-1の一部変更は、平成29年4月21日より執行する。
 図-1及び表-1の一部変更は、平成31年4月19日より執行する。

慶弔規程

(慶事)

第1条 教職員(PTA会員に限る。以下同じ。)が結婚した場合は、祝金10,000円を贈る。

2 教職員又は教職員の配偶者が出産した場合は、祝金5,000円を贈る。

(疾病見舞)

第2条 児童が30日以上病欠した場合は、見舞金5,000円を贈る。

2 教職員が10日以上病欠した場合又は入院加療した場合は、見舞金5,000円を贈る。

(弔事)

第3条 会員が死亡した場合は、目覚5,000円、香典10,000円、供花10,000円を贈り、弔電を打つ。葬儀には、代表が参列する。

2 児童が死亡した場合は、目覚5,000円、香典10,000円、供花10,000円を贈り、弔電を打つ。葬儀には、代表が参列する。

3 教職員の家族(配偶者・父母・子)が死亡した場合は、目覚3,000円、香典5,000円を贈り、葬儀には、代表が参列する。(ただし、遠隔地で葬儀が行われる場合は、役員会で協議し決定する。)

(災害等見舞)

第4条 会員又は教職員に火災、風水害、その他緊急な事態が生じた場合は、会長・校長で協議し、見舞金を贈ることができる。この場合において、その結果を運営委員会に報告しなければならない。

(功績に対する措置)

第5条 本会に功績があった場合は、役員会で協議し、感謝状及び記念品を贈る。

(退職等に対する措置)

第6条 教職員が退職又は転出した場合は、役員会で協議し、記念品を贈る。

附 則

本規程は、平成9年4月19日から施行する。

本規程の一部改正は、平成11年4月17日より施行する。

本規程の一部改正は、平成12年4月15日より施行する。

本規程の一部改正は、平成14年4月19日より施行する。

本規程の一部改正は、平成14年4月19日より施行する。

本規程の一部改正は、平成16年1月28日より施行する。

本規程の一部改正は、平成20年3月12日より施行する。

本規程の一部改正は、平成31年4月19日より施行する。

文書管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、菊陽北小PTA会則第29条で定めるPTAが保有する帳簿及び書類(以下「文書」という。)の保存及び廃棄について必要な事項を定めるものとする。

(保存文書の基準)

第2条 文書の保存区分の基準は、次のとおりとする。

(1) 15年保存

ア 過去執行部名簿記録

(2) 10年保存

ア 総会資料

イ 収支・出納に関する書類

(3) 5年保存

ア 総会・運営委員会及び役員会議事録

イ PTA広報

(4) 3年保存

ア 事務引継に関するもの

イ 調査、統計に関するもの

ウ 各種研修会に関するもの

第3条 文書の保存期限は、処理完結の翌年4月1日から起算する。

(文書の廃棄)

第4条 文書の廃棄は、役員会が毎年4月から5月の期間に行う。

附 則

本規程は、平成21年2月1日から施行する。

本規程一部改定は、令和4年4月1日より施行する

旅費規程

(趣旨)

第 1 条

役員及び会員が会の用務のため出張するときは、この規程の定めるところにより旅費を支給する。

(旅費の定義)

第 2 条 本規定でいう旅費とは、次のものとする。

- (1) 交通費
- (2) 宿泊費
- (3) 日当

(出張の区分)

第 3 条 出張は県外出張、県内出張の 2 種類とする。

- (1) 県外出張
- (2) 県内出張

(県外出張)

第 4 条

県外出張旅費は、交通費、宿泊費、日当として、次の区分による。

- (1) 交通費

菊陽北小学校を出発点として目的地までの全路程を通算し、自家用車での移動距離は 1 k m 当たり 37 円とする。この場合における距離の計算方法はインターネット地図ソフトにより、距離検索その他の機能を利用し、最短距離を算出し行う。(距離の端数は切り捨てて算出)

公共交通機関利用の移動に関しては実費を支給する。ただし、新幹線等のグリーン車料金や飛行機のプレミアム席などの上位グレード席に対する料金は自己負担とする。

- (2) 宿泊費

実費を支給する。但し、一泊当たり甲地方は 12,000 円、乙地方は 10,800 円を上限とする食卓料については 1 夜当り 2,200 円を支給する。

- (3) 日当

日当については 1 日当り 2,200 円を支給する。

- (4) その他

会の主催者により旅費が支給される場合は、差額を支給する。

(県内出張)

第 5 条 県内出張旅費(町外に限る)は、交通費、日当を宿泊費、を必要とするときは、次の区分とする。

- (1) 交通費

第 3 条(1) 県外出張の規定に準ずる。

- (2) 宿泊費

原則支給しないものとする。但し、特別な事情により宿泊が必要な場合は、役員会にて協議の上、実費を支給する。(但し上限を 10,800 円とする。)

- (3) 日当

日当については 1 日当り 500 円を支給する。

(4) その他

会の主催者において旅費が支給される場合には、差額を支給する。

第6条 その他

町内への出張については、交通費は支給せず日当 500 円のみ支給する。

旅費規程第1条から第5条に関して、やむを得ない事情が出てきた場合は、執行部で審議し支給を決定する。

附 則

本規程は、平成21年4月1日から施行する。

本規程一部改定は、平成24年4月19日より施行する

本規程一部改定は、令和4年4月1日より施行する

物品管理規程

この規程は、菊陽町立菊陽北小学校ＰＴＡ（以下「ＰＴＡ」という）が保有する物品の使用及び管理に関して定めるものとする。

第１条 ＰＴＡが所有する物品（以下「備品」という）及びその管理者については、次のとおりとする。

	備品名	台数	管理者	保管場所	備考
1	ノートパソコン	2	会長	PTAルーム	N E C 製：2
2	管理機（耕耘機）	1	教頭	学校	
3	プリンター	1	会長	PTAルーム	
4	カメラ	3	広報委員長	PTAルーム	ミラーレス1、 デジカメ2
5	トランシーバー	4	会長	PTAルーム	
6	テプラ	1	会長	PTAルーム	

第２条 備品は、ＰＴＡまたは菊陽町立菊陽北小学校（以下「当校」という）が主催若しくは参加する行事において使用することができる。

第３条 前条のほか当校のＰＴＡ会員は、ＰＴＡ会長の許可を得て備品を使用することができる。

第４条 使用者は、最善の注意を持って備品を使用し、第２条の規定により使用し破損等した場合はＰＴＡで、前条の規定により使用し破損等した場合は使用者の責任で修理するものとする。ただし、消耗品についてはこの限りでない。

第５条 管理者は、備品の管理のため台帳を備え、第２条及び第３条によって備品が使用される場合、その日時・使用者等を記録しなければならない。

附 則

本規程は、平成１９年４月１１日から施行する。

本規程一部改定は、平成２３年４月２０日より施行する。

本規程一部改定は、平成２４年４月１９日より施行する。

本規程一部改定は、平成２７年４月１６日より施行する。

本規程一部改定は、平成３０年４月２０日より執行する。

本規程一部改定は、平成３１年４月１９日より執行する。

本規程一部改定は、令和２年４月１６日より執行する。

本規程一部改定は、令和４年４月１日より執行する。